

## Client Alert

2025年7月号(Vol.139)

1. はじめに
2. 知的財産法:知的財産戦略本部、「知的財産推進計画 2025」を公表
3. 競争法/独禁法:フリーランス法に関する最近の執行
4. エネルギー・インフラ:長期脱炭素電源オークション制度の見直し(2)
5. 労働法:カスハラや求職者等へのセクハラ対策及び女性管理職比率の公表義務を定めた改正労働施策総合推進法の公布
6. 会社法:アクション・プログラム 2025 の公表と日本版ステュワードシップ・コード改訂
7. 危機管理・コンプライアンス/キャピタル・マーケット:金融審議会において不公正取引規制の強化等や企業情報の開示のあり方に向けた検討を開始
8. 一般民事・債権管理:譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の公布
9. M&A:東証、外国投資信託等に組み入れられた株式等を流通株式として扱う旨の見解を公表
10. 税務:日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 最終報告書を公表
11. 国際訴訟・仲裁:CIArb による仲裁における AI の利用に関するガイドラインの公表
12. 国際通商/経済安全保障:中国レアアース輸出規制に関する動向
13. 米国:FCPA の捜査及び執行に関するガイドラインについて
14. 中国・アジア(インドネシア):リスクベースの事業許認可制度に関する政令 2025 年 28 号の施行
15. 新興国(アフリカ):南アにおける産業別雇用機会均等目標の制定

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年7月号(Vol.139)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

## 2. 知的財産法:知的財産戦略本部、「知的財産推進計画 2025」を公表

内閣府の知的財産戦略本部は、2025年6月3日、「知的財産推進計画 2025」を公表しました。

知的財産推進計画 2025 では、これまでの知財戦略を振り返りつつ、日本の競争力の現状等の再確認を行った上で、今後の知財戦略の方向性としては、「イノベーション拠点としての競争力強化」、「AI 等先端技術の利活用」、「グローバル市場の取り込み」を 3 本柱として位置付けています。

具体的には、知財戦略の重点施策として、①知的財産の「創造」、②知的財産の「保護」、③知的財産の「活用」、④新たなクールジャパン戦略のフォローアップの 4 つに分けて、以下のとおり整理がなされています。

### ① 知的財産の「創造」

- 知財・無形資産への投資による価値創造
- AI と知的財産権
- 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

### ② 知的財産の「保護」

- 技術流出の防止
- 海賊版・模倣品対策の強化
- 産業財産権制度・運用の強化
- 地域における知財保護

### ③ 知的財産の「活用」

- 産学連携による社会実装の推進
- スタートアップ支援
- 新たな国際標準戦略
- データ流通・利活用環境の整備

### ④ 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ

- 新たなクールジャパン戦略の実装
- コンテンツ戦略

知的財産推進計画 2025 は、今後の知的財産関連の政策の方向性を示すものであり、その内容は注視しておくべきものといえます。

パートナー 岡田 淳  
TEL : 03-5220-1821  
[atsushi.okada@morihamada.com](mailto:atsushi.okada@morihamada.com)

カウンセラー 佐々木 奏  
TEL : 03-6266-8510  
[susumu.sasaki@morihamada.com](mailto:susumu.sasaki@morihamada.com)

## 3. 競争法／独禁法：フリーランス法に関する最近の執行

2025年6月、公取委は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(「フリーランス法」)に違反した事業者に対する3件の勧告を行いました。同年3月には、フリーランス法違反の疑いのある行為を行っている事業者に対して是正を求める指導が行われていましたが<sup>1</sup>、同法に違反したとして勧告が出されたのは、フリーランス法の施行後初めてとなります。違反とされた具体的な行為は以下のとおりです。

### ① 取引条件の明示義務違反(フリーランス法3条)

特定受託事業者(「フリーランス」)へ業務委託をした際に、直ちに、取引条件(フリーランスの給付の内容、報酬の額、報酬の支払期日その他の事項)を、書面又は電磁的方法により明示しなかった。

### ② 期日における報酬支払義務違反(フリーランス法4条2項、5項)

(ア) 業務委託をした際に報酬の支払期日を明示しなかったため、フリーランスから給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となったが、当該支払期日に報酬を支払わなかった。

(イ) 報酬の支払期日は、フリーランスから給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で定める必要があるところ、それを超える支払期日を設定し(具体的には、「毎月末日締切、翌々月10日支払」と設定)、当該支払期日に報酬を支払った。

### ③ 不当な経済上の利益の提供要請(フリーランス法5条2項1号)

フリーランスに1か月以上の業務委託をしているところ、無償で業務(体験サービスの提供)を行わせた。

勧告では、違反についての取締役会決議による確認、社内研修等の再発防止措置、関係者への周知、無償で行わせた業務への報酬支払のほか、違反事業者において同種・類似の業務委託取引について問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には取引の適正化のために必要な措置を講ずることが求められています。

公取委は、フリーランス法の執行について、発注事業者の義務違反に対して迅速かつ適切に処理していくという対応方針を明らかにしており<sup>2</sup>、また公布後から積極的な周知広報に取り組んできていたところ、フリーランス法の認知度と理解度をより高めることを意識し、施行後早期の勧告・公表を行ったものと考えられます。

フリーランス法のコンプライアンスに関しては、公取委は、事務総長の定例会見において、企業の管理部門は遵守体制(社内システムの整備や社内研修の実施等)を整えているものの、現場では適切に実行されていないケースがある旨を明らかにしています。上記3件すべてにおいて勧告の対象とされているとおり、フ

<sup>1</sup> [Client Alert 2025年4月号\(Vol.136\)](#)

<sup>2</sup> [Client Alert 2024年11月号\(Vol.131\)](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

フリーランス法では、下請法では勧告の対象となっていない明示義務(書面交付義務)違反(来年1月施行の改正法における明示義務違反も同様)も勧告の対象となります。このように、下請法よりも適用対象が広く、違反した場合に勧告を受ける可能性が高いのがフリーランス法の特徴といえます。フリーランスに業務を委託する立場にある企業においては、フリーランス法が現場において着実に遵守されているかについてチェックを行うことが望ましいといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹  
TEL : 03-5223-7784  
[hideki.utsunomiya@morihamada.com](mailto:hideki.utsunomiya@morihamada.com)

パートナー 竹腰 沙織  
TEL : 03-6266-8903  
[saori.takekoshi@morihamada.com](mailto:saori.takekoshi@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾  
TEL : 092-739-8144(福岡)  
[shingo.ushirogata@morihamada.com](mailto:shingo.ushirogata@morihamada.com)

## 4. エネルギー・インフラ:長期脱炭素電源オークション制度の見直し(2)

現在、次世代電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(「本国会」)では、長期脱炭素電源オークション制度の見直しについて議論が重ねられています<sup>3</sup>。2025年6月23日に行われた本国会<sup>4</sup>では、下表に示す事項が主な論点として取り上げられました<sup>5</sup>。本稿では、落札済みの案件にも適用され、またすべての電源に共通する他市場収益の取扱い、費用変動リスクへの対応や事業者の投資回収の予見性向上に向けた議論の動向を紹介します。

項目	論点
上限価格	① 第3回入札の各電源種の上限価格
水素・アンモニア・CCS	① 混焼率・CO2回収率を向上させるための投資 ② 専焼の範囲
他市場収益	① 応札価格に含まれる設備等を利用して得た収入の扱い
落札価格の補正	① インフレ、金利変動等への対応 ② 事後的な費用増加への対応
投資回収の仕組み	① 事業期間中の費用・収入の変動に、セーフティネット的に対応する新たな仕組みの検討

<sup>3</sup> [Client Alert 2025年5月号\(Vol.137\)](#)でも、2025年4月23日の本国会における長期脱炭素電源オークションの見直しに関する議論の一部を取り上げておりますので、ご参照ください。

<sup>4</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/jisedai\\_kiban/system\\_review/104.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/104.html)

<sup>5</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/jisedai\\_kiban/system\\_review/pdf/104\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/104_03_00.pdf)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## 1. 他市場収益の取扱いと還付義務の拡大

現行制度では、落札電源が他市場で得た収益(kWh 収入、 $\Delta$ kW 収入、非化石価値収入)の約 9 割を還付する仕組みとなっています。今般の見直しでは、還付対象となる「他市場収入」の範囲が拡大され、例えば、LNG タンクの第三者利用収入、水素燃料の転売収入等の応札価格に算入した設備や物品等を利用して得たその他の収入も「他市場収入」として還付対象に含める方針が示されています。

## 2. 事後的な費用増加への対応(落札価格の補正)

物価変動を踏まえた落札価格の自動補正スキームは当初から導入され、見直しの議論も進んでおりますが、本部会では、大型電源向けの追加的な落札価格の補正措置が検討されています。具体的な内容は以下のとおりです。

- **対象:** 供給力提供開始期限が 10 年以上、かつ送電端設備容量 30 万 kW 以上の新設・リプレース投資
- **発動基準:** 「法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用で、入札時に見積もり困難だった費用」の大幅な増加
- **手続:** 事業者の申請<sup>6</sup>に基づき資源エネルギー庁・広域機関が必要性を確認し、電力・ガス取引監視等委員会が増加金額を監視
- **手段:** 上記手続を経て認められた増加金額<sup>7</sup>の 9 割を落札価格に反映<sup>8</sup>

但し、費用増加を無制限に落札価格へ反映することは需要家負担の観点から望ましくないため、建設費・運転維持費ともに当初応札価格の 1.5 倍を上限とし<sup>9</sup>、費用増加の状況(落札価格の増加率)は公表するとされており。また、監視を経て認められた事後的な費用増加が生じた場合には、ペナルティ無しの市場退出も認められ、再度、長期脱炭素電源オークション制度へ参加できる方向で議論されています。

## 3. 事業者の創意工夫を活かす新たな投資回収スキームの検討

従来の仕組みでは、固定費全体に対して常に支援を行う一方で、他市場収益の大半を還付するため、事業者の収益確保の工夫が制約されるとの指摘がありました。そこで、第 4 回入札以降の導入を視野に、事業者が創意工夫を活かしつつ、事業期間中の費用・収入の変動にセーフティネット的に対応する新たな投資回収スキームの導入が検討されています。具体的には、以下のような案が検討されています。

<sup>6</sup> 手続・運用の簡素化の観点から、費用増加が発生した 1 つの事象ごとに原則 1 回(審査のように複数年に渡る事象はまとめて 1 回)の申請に限るとされており。

<sup>7</sup> 建設費は予備費として応札価格に算入した金額(運開後は建設工事デフレーター補正後)を控除した後の金額とされており。

<sup>8</sup> モラルハザード防止やコスト効率化インセンティブ確保のため、1 割は事業者負担とされており。

<sup>9</sup> 落札価格への具体的な反映方法については、増加した費用項目(建設費又は運転維持費)や増加費用に係る工事の完了時点に応じて、当初の制度適用期間の延長も含めて検討されており。具体的には前掲 3 の 22 頁をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

- 入札時は従来どおり kW 単価で応札。
- 落札後、平時は卸収入から費用を回収し、長期脱炭素電源オークション制度に基づく支援はメインオークションにおける容量確保契約金額相当のみ。
- 落札事業者はセーフティネット的な支援を受けるための負担金として、平時から一定額を支払う。
- 落札後に大幅な費用・収入変動が生じた場合には、広域機関・エネ庁が対応の内容・必要性について、また、監視委が費用の適切性について確認の上、この制度から必要な支援を実施。

6月23日の本部会で議論された上記の内容のうち、還付義務の拡大は、既存案件の事業計画の見直し等に少なからぬ影響を与えられと考えられます。他方、事後的な費用変動リスクへの対応力は、厳しい手続のもとではあれど大幅に強化され、事業者の投資回収の予見性が高まるものと考えられます。また、事業者の創意工夫を活かしつつ、セーフティネット的な支援を設ける新たな仕組みは、長期脱炭素電源オークション制度を用いた様々な案件において、その案件の特徴に応じた投資回収・資金調達の工夫の余地を大きく広げるものとなることが期待されます。このように、今般の長期脱炭素電源オークションの制度の見直しには、既存案件の事業者や将来の落札事業者の双方に、大きな影響を及ぼす内容が含まれておりますので、今後も制度改正の動向を注視し、適切に対応することが重要といえます。

パートナー 小林 卓泰  
TEL : 03-5223-7768  
[takahiro.kobayashi@morihamada.com](mailto:takahiro.kobayashi@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 秋元 純  
TEL : 03-6212-8364  
[jun.akimoto@morihamada.com](mailto:jun.akimoto@morihamada.com)

## 5. 労働法:カスハラや求職者等へのセクハラ対策及び女性管理職比率の公表義務を定めた改正労働施策総合推進法の公布

2025年6月11日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案」(「改正労働施策総合推進法」)が公布されました。同法は、いわゆるカスタマーハラスメント(カスハラ)や求職者等へのセクシュアルハラスメント(セクハラ)等の防止のために雇用上必要な措置を講じることや、女性管理職比率の公表等を事業者に義務付けており、その主要内容は以下のとおりです。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

### 1. カスハラ防止

事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

関係を有する者(顧客等)の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない

### 2. 求職者等へのセクハラ防止

事業主は、求職者等による求職活動等において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない

### 3. 女性管理職の人数等の公表義務

常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主及び特定事業主は、①その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異及び②その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合等を定期的に公表しなければならない

上記 1.及び 2.は公布後 1 年 6 ヶ月以内の政令で定める日、上記 3.は 2026 年 4 月 1 日に施行される予定です。今後指針等によって示される、事業主が講ずべき具体的な措置の内容等も踏まえて、施行日に向けて対応を講じる必要があります。

パートナー 荒井 太一  
TEL : 03-5220-1853  
[taichi.arai@morihamada.com](mailto:taichi.arai@morihamada.com)

アソシエイト 齋藤 野花  
TEL : 03-6266-8705  
[nodoka.saito@morihamada.com](mailto:nodoka.saito@morihamada.com)

## 6. 会社法:アクション・プログラム 2025 の公表と日本版スチュワードシップ・コード改訂

2025 年 6 月 30 日、金融庁は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での議論を踏まえ、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」を公表しました。今回のアクション・プログラムでは、以下の 5 本の柱が示されています。

### 1. 稼ぐ力の向上

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、東京証券取引所(「東証」)における資本コ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ストや株価を意識した経営の実現に向けた取組の強化や経営資源の最適な分配や取締役会の実効的な監督等の促進のためのCGコードの見直し、有価証券報告書における人的資本への投資(企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等)に関連する開示の拡大を検討する。

### 2. 情報開示の充実・投資家との対話促進

企業側と各投資家との間の建設的な対話の取組事例の収集・共有の継続、有価証券報告書の株主総会前開示に関する対応状況のフォローアップやCGコードの見直し等の検討、有価証券報告書の記載事項の整理等の検討を行う。

### 3. 取締役会等の機能強化

独立社外取締役の果たすべき役割や取締役会事務局(コーポレートセクレタリー)の機能強化の取組みに関する事例共有を更に充実させる。

### 4. 市場環境上の課題の解決

政策保有株式、大量保有報告制度、親子上場・グループ経営等における少数株主保護について、依然として問題意識が強いことから、分析・公表を継続するとともに、追加の対応について検討する。

### 5. サステナビリティを意識した経営

サステナビリティ情報の開示に係る国際基準(ISSB 基準)と機能的に同等な国内基準(SSBJ 基準)等に関係する有価証券報告書への開示に関する議論をはじめ、サステナビリティに関する開示の充実に向けた分析・公表を継続するとともに、国際的な比較可能性を確保した開示等の制度や虚偽記載等に対する責任の在り方についての検討等を行う。

さらに、昨年の「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」に基づき、2025年6月26日、金融庁は「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワード・シップ・コード)の改訂も公表しました。こちらでは、①実質株主の透明性向上についての指針の新設(指針4-2)、②協働エンゲージメントの促進にむけた追記(指針4-6)、「プリンシプルベース・アプローチ」の趣旨徹底の観点からの記載の削除・統合・簡略化等が行われています。

いずれの動きも従前の流れを踏襲するものですが、ガバナンスに関する開示を含めた実務対応に関する言及もあることから、今後の具体的な議論を引き続き注視する必要があります。

#### <参考資料>

金融庁:コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025 の公表について  
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250630-1.html>

金融庁:スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)の確定について

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250626.html>

パートナー 石井 裕介  
TEL : 03-5223-7737  
[yusuke.ishii@morihamada.com](mailto:yusuke.ishii@morihamada.com)

アソシエイト 藤井 祐輔  
TEL : 03-6266-8943  
[yusuke.fujii@morihamada.com](mailto:yusuke.fujii@morihamada.com)

## 7. 危機管理・コンプライアンス／キャピタル・マーケット:金融審議会において不公正取引規制の強化等や企業情報の開示のあり方に向けた検討を開始

2025年6月25日、金融担当大臣の諮問を受け、金融審議会では、今後、不公正取引規制の強化等や企業情報の開示のあり方に関する検討を行うこととされました。

### 不公正取引規制の強化等

不公正取引規制の強化等についてこのような検討に至った背景として、近年の検査・調査の結果、①不正と考えられる行為であっても、既存法令では違反行為として捕捉できない事例、②課徴金の額が低く、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例、③効果的・効率的な検査・調査の実施に困難が生じている事例が報告されています。これらの課題に対し、証券取引等監視委員会からは、主に以下の施策が提案されています。

#### 1. インサイダー取引規制の強化

規制の趣旨に鑑み、発行者との契約締結者等の公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報を受領した者をインサイダー取引規制の対象とするため、公開買付者等関係者の範囲を拡大する必要性が指摘されています。

#### 2. 課徴金制度の見直し

他人名義口座の提供を受けて不公正取引を行う事案や、大量保有報告書の不提出、高速取引行為による新たな不公正取引事案等、現行の課徴金水準や適用範囲では十分な抑止効果が得られないケースに対応するため、課徴金水準の引上げ、対象範囲の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直し等が提案されています。

#### 3. 検査・調査の実効性・効率性向上

対象者の自発的協力を促す減算制度の拡大、出頭命令権限の追加等といった検査・調査の実効性・効率性を高める措置の必要性が指摘されるとともに、無登録業者による複合的な不公正取引への対応として、犯

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

則調査権限の創設も提案されています。

### 企業情報の開示のあり方

企業情報の開示のあり方については、昨今のスタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うことが諮問されました。

具体的には、有価証券の募集について有価証券届出書の提出が不要となる1億円の届出免除基準を引き上げることや、金融審議会において現在検討されているプライム市場の上場企業に対するSSBJ基準に準拠した有価証券報告書の作成の義務付け<sup>10</sup>に関連して、将来情報について合理的かつ妥当な虚偽記載等の責任に係るセーフハーバーを設けることが必要とされています。

不公正取引をめぐっては、近年、業務を通じて知った株式公開買い付けに関する未公表の情報をもとに株式を買い付けた事件が、金融庁や東京証券取引所、大手金融機関等で相次ぎました。

不公正取引自体は役職員個人により行われる場合がほとんどですが、会社としてもレピュテーションを含めて大きな影響を受けるおそれがあります。不公正取引規制の強化の流れを踏まえ、役職員に対するコンプライアンス教育等を通じて、不公正取引の防止に向けた適切な取組みを実施していくことが求められます。

企業情報の開示については、昨今、S-1方式のIPOや特定投資家私募に関する制度整備、これらを活用した資金調達事例が見られる中、上記の届出免除基準の引上げを受けて、スタートアップ等の資金調達がより活性化されることが期待される一方、拙速な規制緩和は投資家保護に反するおそれがありバランスの取れた実効性のある制度改正が望まれます。

今後、金融審議会に設置されるワーキンググループでの検討を経て、上記の制度整備が行われる予定であるため、その動向に注視が必要です。

<sup>10</sup> SSBJ基準の内容及び有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等の検討状況については、[Capital Markets / Sustainability Newsletter「SSBJ基準の公表とサステナビリティ開示の議論状況」\(2025年3月24日\)](#)及び[Client Alert - Sustainability 2025年5月号\(Vol.2\)](#)の「Ⅲ. 開示」の「1.SSBJ、『サステナビリティ開示基準』を公表」をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 藤津 康彦  
TEL : 03-6212-8326  
[yasuhiko.fujitsu@morihamada.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@morihamada.com)

パートナー 鈴木 克昌  
TEL : 03-6212-8327  
[katsumasa.suzuki@morihamada.com](mailto:katsumasa.suzuki@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 板根 靖奈  
TEL : 06-6377-9414  
[yasuna.itane@morihamada.com](mailto:yasuna.itane@morihamada.com)

アソシエイト 鈴木 彬史  
TEL : 03-5293-4919  
[akifumi.suzuki@morihamada.com](mailto:akifumi.suzuki@morihamada.com)

アソシエイト 橘川 文哉  
TEL : 03-6266-8559  
[fumiya.kitsukawa@morihamada.com](mailto:fumiya.kitsukawa@morihamada.com)

## 8. 一般民事・債権管理：譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の公布

2025年5月30日、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(「譲渡担保法」)が成立し、同年6月6日に公布されました。譲渡担保法は、一部の規定を除き、公布日から起算して2年6ヶ月を超えない範囲内において施行されます。さらに、譲渡担保法の公布に伴い、民法、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、民事再生法・会社更生法等の関連法令についても一部改正等の整備が必要となることから、これらの整備等に関する法律も、譲渡担保法と併せて施行予定です。

譲渡担保法は、これまで民法上の明文規定はないものの、判例や学説に基づき実務上利用されてきた動産、債権等を目的とする譲渡担保や所有権留保について、明文の規定を整理するものです。これまで、企業の資金調達のための担保としては、不動産や代表者による個人保証が広く用いられてきましたが、不動産を有しない企業の増加や保証人の負担軽減の観点から、企業が有する動産(機械設備・在庫等)や債権(売掛債権)を担保とした融資を推進するための法整備の必要性が指摘されていました。

今回成立した譲渡担保法では、動産や債権等を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続等におけるこれらの権利の取扱い等が定められています。例えば、既存の動産に対する担保権の一つである質権では、担保権者への占有の移転が必要であり、担保権設定者は目的動産の使用収益を継続することが困難となるため、在庫や設備に担保権を設定するには不適當でしたが、譲渡担保法で定められた動産譲渡担保権では、従前の実務運用で認められていたとおり、担保権設定者が目的動産の使用収益を継続できることが明文化されました。また、譲渡担保法では、動産譲渡担保権と他の担保権の優劣関係が対抗要件具備の先後によって定まることが明文化された上で、外部からは認識しにくい占有改定による対抗力は、登記等による対抗力には劣後するものとされ、譲渡担保権の公示性を高

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

めるための規律の合理化が図られました。さらに、倉庫内の在庫のように、一定の範囲に属する動産を一体として担保目的物とする、集合動産譲渡担保権についても明文化され、設定者の動産の処分権限・債権の取立権限や、担保価値維持義務に関する規律が明確化されました。このほか、従前は明文規定がなく法律関係が不明確であった、所有権留保についても、動産の所有権留保契約を動産の譲渡担保契約と同様に扱うことが定められています。

譲渡担保法の制定により、これまで判例や実務に委ねられていた譲渡担保権や所有権留保に関する規定が明確化され、また、規律の合理化も図られています。企業における担保権設定にも大きな影響を与えるものですので、正確な理解に基づき活用することが重要となります。

パートナー 大室 幸子  
TEL : 03-6212-8350  
[sachiko.omuro@morihamada.com](mailto:sachiko.omuro@morihamada.com)

アソシエイト 加瀬 由美子  
TEL : 03-5293-4904  
[yumiko.kase@morihamada.com](mailto:yumiko.kase@morihamada.com)

### 9. M&A: 東証、外国投資信託等に組み入れられた株式等を流通株式として扱う旨の見解を公表

東証は、2025年4月23日、外国投資信託等に組み入れられている株式等についても、原則として、流通株式として取り扱う旨の**見解**を公表しました。

従前、上場維持基準の一つである流通株式比率について、10%以上保有する主要株主が所有する株式数は流通株式数に該当せず、例外的に、国内の投資信託等に組み入れられている株式等については、10%を超過しても流通株式として扱うこととされていました。もっとも、かかる例外規定が外国籍ファンドにも適用されるか不明確であり、外国籍ファンド保有分の株式は、固定株式と扱われる可能性が存在していました。

今般の見解発表により、外国投資信託等にもかかる例外規定が適用され、原則として、流通株式として取り扱うことが明確化されました。外国投資信託等の出資者が小口保有である(大要、外国投資信託等組入株式の数が上場株式数に占める割合×当該外国投資信託等の出資者のうち最大の出資者が占める割合が10%未満の場合)ことが確認されれば、流通株式として取り扱うこととされています。また、「投資権限又は議決権行使指図権限を有する者や名義株主の協力が得られず、「取引所の審査に必要な情報が提供されない場合」は、外国投資信託等の各出資者が小口保有であるとみなすとされており、上場会社の、外国投資信託保有分株式が流通株式であることの証明責任が大幅に軽減されています。

かかる見解公表は、流通株式比率の算定に大きな影響を与えることが想定され、上場会社は、かかる点における上場維持基準への充足が従前より容易になったと考えられます。また、アクティビストは、外国投資信

託を通じて取得した分も流通株式としてみなされるため、大量の株式を取得することで上場会社の流通株式比率を下げ、上場維持基準の基準割れを狙う戦略が一部使えなくなったという面もあるように思われます。

パートナー 大石 篤史  
TEL : 03-5223-7767  
[atsushi.oishi@morihamada.com](mailto:atsushi.oishi@morihamada.com)

アソシエイト 上村 莉愛  
TEL : 03-6212-8346  
[rie.uemura@morihamada.com](mailto:rie.uemura@morihamada.com)

### 10. 税務:日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 最終報告書を公表

経済産業省が開催した日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会は、2025年6月30日に最終報告書を公表しました。

同報告書では、外国子会社等の所得を日本親会社等の所得に合算して法人税を課税する我が国の CFC 税制(タックス・ヘイブン対策税制)について、①制度趣旨の不明確さ、②経済活動の実体がある外国子会社への過剰課税、③グローバル・ミニマム課税と CFC 税制の併存による膨大な事務負担等の問題が、日本企業の国際競争力の阻害要因となり得ると指摘されており、また、これらの各課題を解決するための税制の見直しの方向性が示されています。

なお、当事務所の [Tax Law Newsletter 2025年6月号\(Vol.68\)](#) では、関連する最新事例解説として、CFC 税制による合算課税について子会社配当控除の事後的な適用を認めなかった裁判例(東京地裁令和7年5月16日判決)をご紹介・解説しておりますのでご参照ください。

#### <参考資料>

日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 最終報告書(経産省 HP)  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/external\\_economy/qdmtt/20250630\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/qdmtt/20250630_report.html)

パートナー 大石 篤史  
TEL : 03-5223-7767  
[atsushi.oishi@morihamada.com](mailto:atsushi.oishi@morihamada.com)

アソシエイト 中村 太智  
TEL : 052-446-8659  
[taichi.nakamura@morihamada.com](mailto:taichi.nakamura@morihamada.com)

## 11. 国際訴訟・仲裁:CIArb による仲裁における AI の利用に関するガイドラインの公表

代替的紛争解決の推進・発展を目的とした専門民間機関である The Chartered Institute of Arbitrators (CIArb)が、2025年3月に「仲裁における AI の利用に関するガイドライン」(「本ガイドライン」)を公表しました。

### 1.本ガイドラインの内容

本ガイドラインは仲裁における AI の利用についての実務的なガイダンスを目的としており、以下の4つの項目に分かれています。

- (1)仲裁における AI の利用の利点とリスク
- (2)一般的なレコメンデーション
- (3)当事者が仲裁において AI を利用することに関し、仲裁廷が保有する決定権限
- (4)仲裁廷による AI の利用

### 2.仲裁における AI の利用の利点とリスク

本ガイドラインで指摘されている AI の利用の利点には、リサーチの迅速性、効率的なデータ分析や翻訳等があり、これらにより時間や費用が節約できることとなります。また、持っているリソースが異なる当事者間でも、より仲裁的における訴訟活動が公平になることも期待されます。

他方で、AI の利用には大きなリスクもあり得ます。AI ツールを利用することによる機密データの漏洩や、AI のアルゴリズムのバイアス、AI の意思決定過程の不透明性や、ハルシネーション(不正確又は虚偽情報の生成)のリスクがあります。

### 3.本ガイドラインによるレコメンデーション

上記のような利点及びリスクを考慮した上で、本ガイドラインでは、まず、当事者が AI を利用したからといって、当事者の訴訟活動の責任は当事者にあるということを明確にした上で、例えば以下のようなレコメンデーションをしています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- (1)当事者が AI を利用する前に AI ツールの機密性を確認すること
- (2)ハルシネーションを避けるために、AI による分析の内容を確認すること
- (3)AI の利用について透明性を持って手続を行うこと。これは、仲裁判断が後に取り消されるのを避けるためにも重要である。

今後、AI の利用は社会の中でもますます活発になるとわれ、それは仲裁の世界でも同じです。仲裁手続で AI を利用する際には、本ガイドラインを一読し、論点を念頭に置いてから手続を遂行することが推奨されます。

パートナー 眞鍋 佳奈  
TEL : 03-5220-1829/+65-6593-9762  
[kana.manabe@morihamada.com](mailto:kana.manabe@morihamada.com)

## 12. 国際通商／経済安全保障：中国レアアース輸出規制に関する動向

中国は、2023 年 8 月にはガリウム・ゲルマニウム関連品目、2024 年 9 月にはアンチモンの関連品目、2025 年 2 月にはタングステン関連品目と、近時レアアースの輸出規制を立て続けに打ち出してきました。

この傾向は、“トランプ 2.0”以降、さらに強まりました。「米国第一主義の通商政策」のもと、トランプ米大統領は、4 月 2 日に「相互関税」に関する大統領令(E.O. 14257)を発出しました。これに対して中国は、WTO 提訴、米国原産の全品目に対する追加関税等の各種の対抗措置と併せて、4 月 4 日にレアアース(サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム)の輸出管理強化を開始しました。レアアースの精錬に大きなシェアを有する中国による輸出管理強化は、米国のみならず、日本、欧州をはじめとする世界の供給網に重大な影響を及ぼしました。

関税を巡る米・中両国の対立はエスカレートする一方でしたが、5 月 12 日、米・中間で一部の追加関税の一時停止、撤廃について共同声明が出されました。これを受けて、レアアースの輸出再開についての機運もみられたところ、報道によれば、6 月末には、ラトニック米商務長官と中国商務省の双方から、ロンドンで行った貿易協議を受けて米・中両国が合意文書に署名したことが発表されました。今後、条件を満たす場合には中国政府がレアアースの輸出申請を許可することが、さしあたり期待される状況になっているといえます。

但し、中国政府によるレアアース輸出許可が実務的にどのように運用されるか、まだ予断を許さない面があることは否定できず、関税等を巡る米中の対立が続くなか、レアアースの供給の不確実性は依然として残っているといえます。

パートナー 石本 茂彦  
TEL : 03-5223-7736 / +86-21-6841-2500  
[shigehiko.ishimoto@morihamada.com](mailto:shigehiko.ishimoto@morihamada.com)

アソシエイト 工藤 恭平  
TEL : 03-6266-8584  
[kyohei.kudo@morihamada.com](mailto:kyohei.kudo@morihamada.com)

### 13. 米国:FCPA の捜査及び執行に関するガイドラインについて

2025年6月9日、米国司法省(DOJ)は、海外腐敗行為防止法(「FCPA」)の捜査及び執行に関するガイドライン([Guidelines for Investigations and Enforcement of the Foreign Corrupt Practice Act \(FCPA\)](#))(「本ガイドライン」)を公表しました。

2025年2月10日、トランプ大統領が署名した「米国の経済及び国家安全保障の更なる強化のための海外腐敗行為防止法の捜査及び執行を一時停止」する大統領令(「本大統領令」)により、180日間、FCPAに基づく新たな捜査及び執行の開始が停止されていました(詳細は、[Client Alert 2025年3月号 \(Vol.135\)](#)をご参照ください。)。本ガイドラインでは、本大統領令に沿ったFCPAの捜査及び執行を確保するため、FCPAの捜査及び執行は、海外で事業を行う米国企業の過度な負担を制限し、米国の国益を直接的に損なう行為を対象とするとされています。本ガイドラインは、FCPAに基づく捜査及び執行を進めるか否かを検討するにあたって、検察官が考慮すべき4つの要素を挙げています。

#### 1. カルテル及び国際犯罪組織(TCOs)の完全な排除

カルテル及びTCOsの完全な排除は、2025年1月20日に発令された大統領令に沿った内容であり、同年2月5日にボンディ司法長官が発行したメモランダムにおいても、当該大統領令を実施するため、カルテルやTCOsの犯罪活動を助長するような外国での贈賄の調査に重点を置くよう指示されていました。

本ガイドラインは、検察官に対して、FCPAに基づく捜査及び執行を進めるか否かを検討するにあたって、申し立てられた不正行為が(1)カルテルやTCOsの犯罪活動に関連しているか、(2)カルテルやTCOsのマネーロンダリング等に利用されていないか、(3)カルテルやTCOsから収賄を受けている国有企業の従業員や外国の公務員と関連しているか、といった要素を考慮するよう指示しています。

#### 2. 米国企業の公正な機会の保護

本ガイドラインにおいて、外国の公務員に贈賄することでビジネスを獲得する企業は、市場を歪め、法の支配を脆弱にするだけでなく、法令を遵守している米国企業に重大な経済的な不利益を与える可能性があるとして指摘されています。その上で、本ガイドラインは、検察官に対して、申し立てられた不正行為が米国企業か

ら公正な競争を行う機会を奪うものか、米国企業や市民に対して特定・識別可能な経済的な損害をもたらしたかについても、考慮することを求めています。

### 3. 米国の国家安全保障の推進

本ガイドラインは、防衛、インテリジェンス、その他重要なインフラ分野で汚職が発生すると、米国の国家安全保障が脅かされる可能性があるとして指摘しています。そこで、FCPA の執行は、こうした重要なインフラや資産に関する外国の公務員への贈賄がもたらす国家安全保障上の脅威に重点を置くべきとしています。

### 4. 重大な不正行為に対する捜査の優先

本ガイドラインは、FCPA の捜査及び執行は、日常的なビジネス慣行、少額で一般的に受け入れられているビジネス上の儀礼を伴う企業活動に焦点を当てるべきではないとしています。一方で、本ガイドラインは、FCPA の執行は、多額の贈賄、贈賄の意図的な隠蔽行為、贈収賄計画を促進する詐欺行為、司法妨害等、特定の個人に関連する腐敗の意図が強く窺われる不正行為に焦点が置かれるべきであることを示しています。

上記 4 つの考慮要素は網羅的なものではなく、通常の刑事事件と同様、捜査又は起訴するにあたっては、様々な要素や基準を考慮する必要があるとされています。そして、本ガイドラインは、180 日以内に、FCPA に基づき進行中のすべての捜査及び執行を見直した上で、適切な措置を講じることを求めています。

本ガイドラインにより、トランプ政権下における FCPA の執行方針が見えてきましたが、今後、本ガイドラインを踏まえて捜査や実務に具体的にどのような変化が表れてくるか、さらに注視が必要です。また、本ガイドラインの強化対象とされた分野に関連する事業においては今後特に留意が必要です。

パートナー 梅津 英明  
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772  
[hideaki.umetsu@morihamada.com](mailto:hideaki.umetsu@morihamada.com)

パートナー 加賀美 有人  
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158  
[aruto.kagami@morihamada.com](mailto:aruto.kagami@morihamada.com)

パートナー 石田 幹人  
TEL : 03-6266-8904 /+1-415-850-3789  
[mikito.ishida@morihamada.com](mailto:mikito.ishida@morihamada.com)

パートナー 鈴木 信彦  
TEL : 03-6266-8952/+1-347-219-0717  
[nobuhiko.suzuki@morihamada.com](mailto:nobuhiko.suzuki@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 高田 和佳  
TEL : 03-6213-8113/+1-646-687-0173  
[kazuyoshi.takada@morihamada.com](mailto:kazuyoshi.takada@morihamada.com)

## 14. 中国・アジア(インドネシア):リスクベースの事業許認可制度に関する政令 2025 年 28 号の施行

2025 年 6 月 5 日、インドネシア政府は政令 2025 年 28 号(「本政令」)を施行し、従来のリスクベースの事業許認可制度を定めていた政令 2021 年 5 号(「旧政令」)を改正しました(これに伴い旧政令は廃止されています)。本政令においても、旧政令下のリスクベースの事業許認可制度の枠組み(低・中低・中高・高の各リスクに応じた許認可の取得が必要となります。)は維持されていますが、対象業種が旧政令下の 16 分野から 22 分野へと拡大され、電子取引分野等が新たに追加されています。

本政令により、各対象業種に関して、環境許可を含めた事業許認可取得手続について、事業許認可統合電子サービス(「OSS」)システムの利用が義務付けられています。また、一部の規制対象製品を取り扱う事業分野において、上記の事業許認可に加え、事業活動にあたり別途の許認可(事業活動支援許可/PB UMKU)の取得が必要とされており、当該取得手続についても OSS システムの利用が義務付けられています。

パートナー 竹内 哲  
TEL : +65-6593-9755(シンガポール)  
[tetsu.takeuchi@morihamada.com](mailto:tetsu.takeuchi@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 花村 大祐  
TEL : +62-81-181123400(ジャカルタ)  
[daisuke.hanamura@morihamada.com](mailto:daisuke.hanamura@morihamada.com)

## 15. 新興国(アフリカ):南アにおける産業別雇用機会均等目標の制定

[Client Alert 2023 年 7 月号\(Vol.115\)](#)でもご紹介させていただきましたが、南アフリカでは、2023 年 4 月 6 日に、雇用上のアファーマティブ・アクション(積極的是正措置)を含む均等機会保障を目的とする同国の特徴的な重要法令の一つである雇用機会均等法(Employment Equity Act)が改正されました。この改正の一環として、同法に基づき 50 人以上の従業員を雇用する雇用主(designated employer)(「対象雇用主」)に策定・届出が義務付けられている雇用均等計画(employment equity plan)において、産業ごとに、達成すべき黒人、女性及び障害者から構成されるグループ(designated group)(「対象グループ」)についての最低雇用比率の目標を設定することが予定され、2024 年にはその試案が公表されていたところです。

これについて、今般、2025 年 4 月 15 日、南ア政府は、産業別数値目標の決定に係る通知(「本通知」)を公布し、本通知は同日から施行されています。本通知の施行を受け、南アにおいて対象雇用主は、同年 8 月 31 日までに、本通知に基づく対象グループの最低雇用比率に準拠した雇用均等計画の作成・届出を行うこ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

とが義務付けられます。

本通知は、対象となる産業を、製造業、電力等 18 分野に分類し、また、対象となる職位を Top Management、Senior Management、Professionally Qualified & Middle Management 及び Skilled Technical の 4 つに分類し、各産業分野及び各職位について達成すべき対象グループの最低雇用率目標を定めています。最低雇用率目標の数値の詳細は産業ごとに異なりますが、例えば、製造業の場合には、Top Management は 49.1%(うち 24.1%が男性、25.0%が女性)、Senior Management は 66.0%(うち 32.4%が男性、33.6%が女性)、Professionally Qualified & Middle Management は 78.1%(うち 40.4%が男性、37.7%が女性)及び Skilled Technical は 89.4%(うち 49.8%が男性、39.6%が女性)、障害者は全体を通じて 3.0%とされています。

事業者が合理的な理由なく産業別最低雇用比率目標を遵守しない場合、違反の態様ごとに罰則が定められており、例えば、初回の違反に対しては、150 万南アフリカランド(約 1,200 万円)又は年間売上高の 2% のいずれか大きい方を上限とする罰金が科されるものとされ、かつ、政府機関との取引において必要な本規制に関する遵守証明書の発行を受けられなくなります。

本通知は、適用範囲が広く、かつ遵守のハードルが高い規制を課すものであり、南アに子会社を有する日系企業含む現地企業に対するインパクトは非常に大きく、南アで事業を展開されている事業者の方々は、本通知の適用有無及び遵守可否の確認含めて早急に対応をとる必要があると考えられます。

カウンセル 佐藤 貴哉  
TEL : 03-6266-8543  
[takaya.sato@morihamada.com](mailto:takaya.sato@morihamada.com)

シニア・アソシエイト 西村 良  
TEL : 03-5293-4878 / +66-2-009-5169  
[makoto.nishimura@morihamada.com](mailto:makoto.nishimura@morihamada.com)

アソシエイト 村上 太一  
TEL : 03-5223-7875  
[taichi.murakami@morihamada.com](mailto:taichi.murakami@morihamada.com)